

平成25年施行の 主な所得税、法人税改正のあらまし

2013年5月

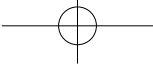
日本実業出版社

【所得税関連】

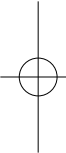
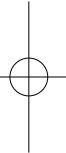
- ◎「復興特別所得税」が課税されます（平成25年1月1日から平成49年12月31日まで）。
税率は所得税の額の2.1%。
- ◎「給与所得控除」が改正され、「給与等の収入金額が150万円超」の場合の控除額は一律「245万円」となります（平成25年1月1日より）。
- ◎「退職所得の金額の計算」が改正され、役員等勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等については、従来の「2分の1」課税が廃止されました（平成25年1月1日より）。

【法人税関連】

- ◎「復興特別法人税」が課税されます。これは平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度について適用されます。
税率は各事業年度の法人税額の10%。
- ◎交際費課税が改正され、資本金1億円までの中小法人に対する定額控除限度額が、従来の「600万円」から「800万円」に引き上げられます（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について）。



なお、定額控除限度額内の10%の損金不算入措置は廃止され、「800万円」までの交際費については、全額が損金算入を認められます。



(No.3920^⑭~^⑯、No.4001^⑱~^㉓、No.4333^⑩^⑪、No.4648^③、
No.4666^⑥^⑦、No.4829^①、No.4830^①^②、No.4832^②、No.4836^①、
No.4853^①、No.4876^①、No.4964^①^②、No.5005^①)

